

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月29日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 安彦弘喜  
(公印省略)

記

1 手続番号

第4002-2025-0001号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

二戸市金田一字野月175番1